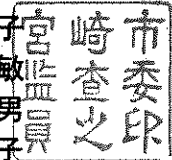




宮監公表第35号
令和2年9月23日

宮崎市監査委員
宮崎市監査委員
宮崎市監査委員
宮崎市監査委員

河野まつ子
荒木敏
上野悦男
嶋田喜代子



定期監査措置状況の公表について

令和2年度定期監査の結果に関する措置について通知がありましたので、地方自治法第199条の規定に基づき、公表します。

記

- 1 監査の対象部課等
佐土原総合支所(公民館等)
- 2 講じた措置の内容
別紙のとおり

(報告様式1)

令和2年度定期監査指摘事項についての措置状況通知書

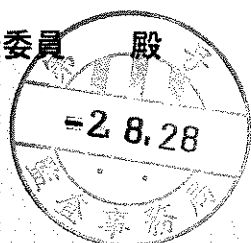
令和2年度定期監査における指摘事項については、次のとおり措置いたしましたので通知します。

(監査対象部署：佐土原総合支所)

指 摘 事 項 及 び 意 見 の 内 容	措 置 状 況
【指摘事項】 ①令和元年度及び令和2年度の使用料について、申請時に総合支所長の決裁を受けることなく減免していた(全件)。(佐土原地区交流センター) ②那珂地区公民館(学習等供用施設)が行っている公民館等の使用許可について、次のような不備があった。 イ. 令和元年度及び令和2年度の使用許可について、申請時に館長(佐土原地区交流センター館長)の決裁を受けることなく許可していた(全件)。 ロ. 令和元年度及び令和2年度の公民館等の使用料について、申請時に総合支所長の決裁を受けることなく減免していた(全件)。	①、②-ロ 「宮崎市事務決裁規程」において、手数料、使用料の減免に関することは部長共通専決事項とされているが、実態として、事後に部長決裁を受ける運用がなされてきたところである。 現在、今後の事務処理のあり方について、市民サービスの低下を招かずに、使用料減免の決裁を適正かつ迅速に行えるよう、関係部局と検討を行っており、今年度中に「宮崎市事務決裁規程」等の改正を含めた見直しを予定している。 ②-イ 「宮崎市公民館処務規則」において、公民館等の使用に関することは館長の専決事項とされているが、那珂地区公民館の館長は佐土原地区交流センター館長が兼務しているため、事後に館長決裁を受ける運用がなされてきたところである。 現在、今後の事務処理のあり方について、市民サービスの低下を招かずに、使用許可の決裁を適正かつ迅速に行えるよう、関係部局と検討を行っており、今年度中に「宮崎市事務決裁規程」等の改正を含めた見直しを予定している。

令和2年 8月26日

宮崎市監査委員



宮崎市長 戸 敷 正 印

